
inswatch Professional Report

【第162】2017.04.28

発行：有限会社インスウォッチ

■就業不能保険の現状と課題 ～各社の就業不能保険を徹底比較します～

筆 者 森 田 直 子

Inswatch professional report は、毎月第4または第5金曜日、PDFファイルにて配信いたします。

専門家によるテーマ別に突っ込んだ分析レポートを、図表等も織りませお届けします。マーケティング、セールス、人材調達・育成、経営戦略、リスクマネジメント、コンプライアンス、代理店情報化など、プロによるレポートをお楽しみ下さい。

※コンテンツご利用についてのお願い

inswatchのコンテンツ（inswatch weekly, solution report, professional report）につきましては、購読者ご本人のご利用に限らせて頂きます。第三者に対するメールによる転送、ハードコピーによる配布等は、当社よりの許可を得たものを除き、固くお断りいたします。

なお、コンテンツご利用に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

■お問合せ info@inswatch.co.jp

■ index ■

■就業不能保険の現状と課題

～各社の就業不能保険を徹底比較します～

筆 者 森田 直子

目次

■筆者紹介.....	- 2 -
はじめに.....	- 4 -
【1】就業不能保険とは.....	- 4 -
【2】就業不能保険のあゆみ.....	- 5 -
【3】ユーザー目線で見たと、わかりやすい違いとは？.....	- 6 -
【4】就業不能保険と収入保障保険の親和性.....	- 7 -
【5】就業不能保険と関連する、公的保険の課題.....	- 7 -
【6】就業不能保険を分類してみる.....	- 9 -
【7】就業不能保険商品の詳細と特徴.....	- 10 -
①就業不能保険／単体商品.....	- 10 -
②収入保障保険（死亡保険）とセット商品.....	- 11 -
③医療保険の変形型.....	- 13 -
④大手生保の総合型商品.....	- 13 -
【7】就業不能保険の今後と課題.....	- 15 -

■筆者紹介

【森田 直子（もりた なおこ）】



保険・金融分野専門の執筆家、保険ジャーナリスト。大手生保営業職員と保険代理店での営業経験を持ち現場知識に強く、庶民感覚を重視した文体を心がけている。

主な執筆物に、大手保険代理店 WEB サイトや保険会社のご契約のしおり等のほか、ムック本、マネー誌、業界紙等で記事執筆や連載等多数。大学キャリア開発講座の講師や講演活動も行っている。保険業界メールマガジン inswatch 編集人。著書に「生保営業のたまごとひよこ（保険毎日新聞社刊）」「あなたの保険は大丈夫？（ダイヤモンド社刊）」、監修書籍に「小さな会社のための「お金の参考書」（冬幻舎）」、「3日

でわかる保険業界 2018 年度版（日経 HR）」がある。

<http://www.n1agency.com/index.html>

■経歴

- 1991 年 大手生保会社 営業職員として勤務
- 1999 年 保険ジャーナリスト業および保険代理店として独立
- 2000 年 有限会社エヌワンエージェンシー設立 代表取締役就任（現在に至る）
- 2000 年～ 代理店向けメールマガジン「inswatch」編集人・取締役
- 2004 年～07 年 武蔵野大学 キャリア開発講座・金融業界研究クラス担当講師

■書籍

- 「生保営業のたまごとひよこー成長するためのヒント」（保険毎日新聞社）
- 「あなたの保険は大丈夫？」（ダイヤモンド社）
- 「小さな会社のためのお金の参考書」監修・執筆
- 「3日でわかる保険業界 2018 年度版（日経 HR）」監修・執筆

■雑誌・ムック

ムック本「最新保険ランキング」、東洋経済生損保特集号、別冊宝島「相続があぶない」、知っておきたい防災大辞典、ほか

■連載

保険毎日新聞コラム（生保営業のひよこ）、保険会社 WEB サイトマネーコラム、保険会社顧客向け冊子の連載、ポータル WEB サイト等でのマネーコラムなど、多数。

■その他執筆

保険会社ご契約のしおり・大手保険代理店 WEB サイト、保険会社 WEB サイト、保険会社の教育マニュアル等の執筆なども多数手掛ける。

就業不能保険の現状と課題

～各社の就業不能保険を徹底比較します～

森田 直子

はじめに

この1年で、就業不能リスクに対する意識が消費者に浸透しつつある。

とくに昨年発売されたアフラックの「給与サポート保険」のインパクトあるCMにより、認知度は一気に広まった感がある。同社CMが果たした役割は保険業界にとっても社会全体にとっても大きかったと思う。

●アフラック「給与サポート保険」CM

<http://www.aflac.co.jp/corp/cm/#cmKsupport>

医療技術の進歩もあり日本は世界一の長寿国となったが、病気は治ってもその後、病気前と同様に働くことが難しくなるリスクはむしろ高まったと言える。長生きの国だからこそ、就業不能保険は今後ますます必要となっていくだろう。

こうした背景を受けてとくに昨年から今年にかけて（2016年～2017年）は、就業不能保険の販売ラッシュとなった。多数の保険会社から、多種多様な「就業不能を保障する」と謳う商品が新発売されている。しかしその内容を見ると、各社の商品の中身があまりに異なっているため一律で語るのが非常に難しく、筆者自身も最初は（調べれば調べるほどわけがわからない？）と感じるような状況にあった。

就業不能保険の認知度が広まってからまだ月日が浅いため今後交通整理も必要と思われるが、現時点の商品の違いを分析してお知らせしたいと思う。新たな分野の商品でもあるため、業界の基準？のようなものがないので、筆者独自基準の分類であるが、参考にして頂ければと思う。まずはその前に、商品のしくみやこれまでの歩み、特徴などを紹介する。

【1】就業不能保険とは

就業不能保険の特徴と言うと、保険金を支払う期間が原則として「保険期間の残存期間」になっている点である。例えば60歳までの保険期間であれば、就業不能となって保険金を受け取れる期間も最長60歳まで（保証期間がある商品もある）ということになり、一生涯給付金を受け取れるというものではない。あくまで現役時代の働けないリスクに備えることを目的とした保険である。

また現状では各社の商品の特性について、支払条件・対象の傷病・免責期間など含めありとあらゆる点で全く異なる内容となっており、一律に並べて特性や違いを比較するのは困難極まる状況にある。中には、就業不能を保障する、と書いてあるが、商品分類的には特定疾病保険（三大疾病保険など）に近いものなどもある。その点も踏まえて知っておく必要がある。各商品の詳しい特徴や違いについては後述する。

【2】就業不能保険のあゆみ

次に、就業不能保障関連の商品や特約の歴史＝これまでの販売動向について見てみよう。販売された順番で、追ってみる。

就業不能の保障については、もともと損保分野の「所得補償保険」がこれに該当する商品として以前から販売されている。ただしその多くが給付期間1年または2年など期間限定の補償となっていてそれが損保系商品の特徴でもある。しかしその中で、日立キャピタル損害保険の『リビングエール（長期就業不能所得補償保険）』は、長期間の所得補償を可能としており、この補償内容が、現在の就業不能保険と酷似している。なので、リビングエールが最初の商品と言っていいと思う。

リビングエールは1999年に前身会社（ユナム・ジャパン）によって発売が開始されており、給付条件や補償範囲なども、現在の就業不能保険と大変よく似ている。唯一大きく異なるのは「5年更新型」という点である。

それから10年の時を経て2010年、ライフネット生命の「働く人の保険」が発売される。『就業不能保険』という分野が広く知られるきっかけとなった商品でもある。これから必要となる保障を先駆けて発売した生保会社として一目置いてきたが、実際に世の中に浸透するには、その後数年を要することになる。

2013年、ソニー生命から家族収入保障（生活収入保障特則14）が発売される。ただし、同社の商品は給付条件が、＜身体障害者手帳の障害者等級1～3級＞と＜要介護2相当＞となっている。現在他の商品の多くが＜公的年金制度の障害等級＞を条件にしたものが多い中、ソニー生命の商品は＜身体障害者手帳の障害者等級＞なので、路線が異なる。

身体障害者手帳の障害者等級と、公的年金の障害等級は、異なる制度

身体障害者手帳の 障害者等級	「身体障害者福祉法」の定める基準に基づいて認定(1～7級)
公的年金制度の 障害等級	「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定(1～3級)

2014年、チューリッヒ生命から「収入保障保険プレミアム」、住友生命から「生活障害収入保障特約」が発売され、就業不能保障への関心が高まっていく。他にも給付期間が

2年間など短期間の就業不能保障がセットになった収入保障保険が複数発売されている。

2016年は、就業不能保険発売ラッシュの年となる。最も注目されたのはアフラックの「給与サポート保険」。この他、チューリッヒ生命の「くらすプラス」、太陽生命「保険組曲Best（就業不能収入保障保険）」、東京海上日動あんしん生命「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン」が発売される。あんしん生命の商品は改定に合わせて非喫煙優良体の保険料が下がった点も特徴である。

2017年4月、この春に出たばかりの直近商品として、三井住友あいおい生命の「&LIFE 新総合収入保障 Ⅲ型」が発売となった。同商品は最後に出たということもあると思うが、給付条件が最も広範囲を占めている。また非喫煙体や優良体に加え、同社特有のゴールド免許割引など保険料の安さも特徴と言える。

なお現在発売中の週刊ダイヤモンド（平成29年4月29日号）の保険特集記事内の「プロが薦める商品ランキング（※）」において、収入保障／就業不能の商品分野で、同商品が第一位となっている。（※著名なFPなど14名が商品判定を行っている）

【3】ユーザー目線で見た、わかりやすい違いとは？

各商品の詳細をお知らせする前に、就業不能保険をお客様に複数並べて説明する場合に、顧客にとって「わかりやすい違いは何か？」という要素をあげてみる。

- ①免責期間の違い
- ②精神疾患による就業不能時の保障の有無
- ③保険料（非喫煙優良体など各種割引があるかどうか）
- ④死亡保障とセットであるか、就業不能単体のみであるか。
- ⑤一定の回復を経て就業不能の条件に該当しなくなった時に給付が終了するのか、もしくは一度給付金が支払われたら保険期間の最後まで支払われるのか、という違い。

①の免責期間や②の精神疾患の保障の有無は、消費者にとって比較的わかりやすい違いと言えるだろう。③の保険料はリスク細分型などで割引が効くものについて、該当する人はトクとなるため、健康体や非喫煙者には割引を利用できる方が有利である。

④の死亡保障のセットについては現在、就業不能保険単体の商品と、収入保障保険（死亡保険）に就業不能保障がセットされている商品に大きくは分かれるため、顧客のニーズに合わせて選択することになるかと思う。

また、⑤の違いは消費者側に立ってみると「途中で止まるのか、ずっと出るのか」という非常に大きな違いではないかと思う。

【4】就業不能保険と収入保障保険の親和性

現在、収入保障保険(死亡保険)に就業不能保障をセットする商品が多数発売されているわけだが、収入保障保険の「死亡した際に毎月(または毎年)お給料のように、遺族に死亡保険金が給付される」という特徴と、就業不能保険の「就業不能時に毎月お給料のように保険金が給付される」という特徴の親和性から、両商品がセットになったことには、うなずけるものがある。

しかし本来、収入保障保険は「なるべく安く死亡保障を確保する」という特徴があり、それが同商品を選択する際の基準であった。でも現在の収入保障保険の評価基準は、「収入保障保険に就業不能保障がセットされているか?」という事が重要になってきており、とくに保険商品ランキングを出しているいくつかの媒体を見ても、その点がランキングの判断基準になっているものが多い。

実際の販売現場では、顧客のニーズに応じて選ぶことになるわけだが、メディア上のランキング等で評価されていることには大きな影響力もあるため、今後は、収入保障保険といえば就業不能保険とイコール、という方向に向かう可能性が高いのかもしれない。

【5】就業不能保険と関連する、公的保険の課題

顧客に就業不能保険を説明する際に、知っておかなければならない知識として、公的保険による、就業不能に該当する際の保障がある。

次の図のように、加入している公的保険の種類により給付の内容が異なる。保険業界人なら大概の人はご存じかと思うので詳細説明は割愛するが、図のように、国保や国民年金加入者の方が公的保障は少なくなっており、そのため、就業不能保険もこの点が考慮された2段階式の商品がある。

＜公的保険による就業不能時の保障の概要＞

	健康保険からの給付 (1年6か月まで)	公的年金からの給付 (1年6か月後以降)
サラリーマンなど (健康保険、厚生年金加入者)	傷病手当金	障害厚生年金 障害基礎年金
自営業など (国民健康保険、国民年金加入者)	(ナシ)	障害基礎年金

また、公的保険そのものにも課題がある。

公的年金の障害年金の等級を取得するためには、その手続きのために非常に面倒な作業が発生し、書類を取り付けたり作成したりするために患者本人やその家族が動く必要がある。また医師の書類を取り付けるにも、この制度自体に詳しくない医師もいて、診断書作成に積極的に協力してくれないという例も実際にある。

近年は、社労士が有料でサポートをしてくれるところもあるが、医師による検査や書類提出などは本人が出向かなければならず、とくに障害等級を取得する人はそもそも働けないほど体調が悪い。そういう人にとって諸々ハードルが高い作業だと言わざるをえない。また、こうした大変な作業を乗り越えてなんとか申請を出しても、判定まで3カ月から半年はかかるということになっている。もちろん申請が通らないケースもある。

また、障害年金等級を取るためには別途各種条件があり（次の図表参照）、たとえば初診日の前々月までの年金加入期間の2/3以上が保険料納付済み、もしくは初診日の前々月までの12か月間がすべて保険料納付済み、または免除されている時、という条件がある。つまり、公的年金の未納が多いと取得できないのである。

というように、取得したくても出来ない人や、認定までに時間を要する事もあり、就業不能保険において保険会社各社は障害等級条件の他に自社の独自基準を設けている所が大半となっている。しかし同様に、体調が非常に悪い人から資料や診断書を取り付けるという点を考慮する必要があるだろう。

障害年金を受給するための4つの要件

①初診日要件	一番はじめに、病院で障害年金請求の要因になったケガや病気を診察してもらった日のこと。その病院で初診を受けた証明書を取る必要があります。初診はいつどの病院だったのか？案外忘れてしまいがち。日頃からメモや日記を残すことをお勧めします。
②制度加入要件	上記①の初診日に、国民年金や厚生年金に加入していなければいけません。また、これに当てはまらない場合であっても、20歳未満もしくは60歳以上65歳未満で、かつ住所が日本国内であれば国民年金に加入しているとみなされます。
③保険料納付要件	◎初診日の前々月までの年金加入期間の2/3以上が、保険料納付済み、もしくは免除されているとき ◎初診日の前々月までの12か月間が、すべて保険料納付済み、もしくは免除されているとき 上記のどちらかに当てはまっている必要があります。
④障害要件	国民年金加入者は、障害等級表1～2級による障害の状態にある間、障害年金を受け取れます。厚生年金の場合は1～3級のどれかに該当すれば障害年金を受けられるほか、3級に達しない場合でも障害手当金が支払われるケースがあります。

【6】就業不能保険を分類してみる

さていよいよ、現在販売されている就業不能保険を分類してみようと思う。あくまで筆者基準での分類であることをご了承ください。

就業不能保険を分類すると、大きく4つに分かれる。

- ①就業不能リスクのみに特化した、本来の就業不能保険
- ②収入保障保険（死亡保険）に付帯する形で就業不能を保障
- ③医療保険を変形し、60日間の免責をつけてその後の就業不能を保障
- ④大手生保の総合型商品の特約

現在は、「就業不能を保障する」というキャッチコピーがある商品でも、給付期間が2年間など短期間のものや三大疾病のみに絞っている商品もあり、これらも就業不能保障とよんでもいいのか？悩ましい。現状はこうした商品も混在しており、そのライン引きが難しいが、一応、次の表のように分けてみた。

表の中の「太字」の商品が、ある程度保障範囲が広く給付期間の長い、就業不能保険（と呼んでもいいのでは？と私が思う商品）となっている。

<就業不能保険の分類（筆者基準）>

①就業不能保険／単体商品		<ul style="list-style-type: none"> ●日立キャピタル損害保険「リビングエール」 ●ライフネット生命「働く人の保険2」 ●アフラック「給与サポート保険」
②収入保障保険（死亡保険）とセット商品	就業不能を保障期間中保障	<ul style="list-style-type: none"> ●三井住友海上あいおい生命（&LIFE新総合収入保障Ⅲ型） ●ソニー生命（生活保障特則14）※身体障害者手帳1～3級、要介護2 ●東京海上日動（家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン） ※5大疾病が対象 ●チューリッヒ生命（収入保障保険プレミアム）
	給付期間が短い（2年）	<ul style="list-style-type: none"> ●メットライフ生命（収入保障保険 マイディアレスト） ●損保ジャパン日本興亜ひまわり生命「家族のお守り（特定疾病収入保障特約）」
	保障範囲が限定的	<ul style="list-style-type: none"> ●ネオファースト生命「ネオDeしゅうほ（特定疾病収入保障特則）」 ※長期間の給付はあるが、対象は三大疾病
③医療保険の変形型		<ul style="list-style-type: none"> ●チューリッヒ「くらすプラス」 医療保険に60日の免責をつけその後の就業不能を保障 ※5大疾病／所定の高度障害／所定の身体障害／所定のストレス性疾患
④大手生保の総合型商品	就業不能保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ●住友生命「Wステージ 未来デザイン1UP（生活障害収入保障特約）」 ●太陽生命「保険組曲 Best（就業不能収入保障保険）」
	保障範囲が限定的	<ul style="list-style-type: none"> ●第一生命「インカムサポート（特定状態収入保障特約）」 ●明治安田生命「生活費ロングサポート（生活サポート終身年金特約）」

【7】就業不能保険商品の詳細と特徴

次に、各商品の特徴についてさらに詳しく表にまとめてみる。必要な際に必要な部分を見て把握する資料にして頂ければと思う。

①就業不能保険／単体商品

本来の就業不能保険の形式をとっている3商品である。それぞれに給付の対象となる「就業不能状態の規定」が各社それぞれに異なっているのがわかる。ただし、この3商品に共通しているのは『一定の回復があり給付条件から外れると、その時点で給付が終了となる』という点である。本来、就業不能保険はそういう仕組みの商品と言えるのだろう。この3商品以外は、その点がまちまちになっている事にも注目してほしい。

就業不能保険／単体商品一覧

保険会社	日立キャピタル損害保険	ライフネット生命	アフラック
商品名	リビングエール(長期就業不能所得補償保険)	働く人の保険2	給与サポート保険
給付条件	病気またはケガにより全く働けなくなった場合	「就業不能状態」 (1)病気やケガの治療を目的として、日本国内の病院または診療所において入院している状態。 (2)病気やケガにより、医師の指示を受けて自宅等で在宅療養をしている状態。	「就労困難状態」 (1)入院 (2)在宅療養 (a)医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の管理下において計画的な治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態 (b)短期回復支援給付金 これに該当する特定障害状態に該当した状態 (c)長期支援給付金 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態。
免責期間	60、90、120、180、365日 から選択	60日または180日	60日
割引、リスク細分	—	—	—
精神疾患	特約により一部対応	対象外	対象外
その他の特長	●5年更新型商品。特約付加で精神疾患、妊娠出産も一部対応 ●同業者組合・協会や、健保組合、職域などを通じての販売に力を入れている	1年半までの期間の給付が半額となるハーフタイプがある(サラリーマン向け)	●短期回復支援給付金と長期療養支援給付金があり (2)在宅療養の内容が異なる ●短期回復支援金は6か月分の給付は保証される(生存している場合)
給付の途中停止	有	有	有

②収入保障保険（死亡保険）とセット商品

収入保障保険（死亡保険）とセットする商品においては、給付条件や保障範囲が各社で大きく異なるため一律で比較するのは難しい面もある。その中で、ストレス疾患への対応の有無や、一度給付されると保険期間満了まで支払われるのか、それとも途中回復時には保険金給付が止まるのかといった所が、比較の要素になりそうである。

なお、死亡保障とのセットでも、年齢によっては、就業不能保険の単体商品よりも保険料が低いケースもある（あいおいの商品は、年齢性別によるが一部アフラックより保険料が低い）。

また、今後各社が新特約などの販売や改定により競争し合うことになるため、内容はどんどん変わっていく可能性が高いので、現時点の内容として見てほしい。

就業不能を保険期間中保障する商品(1)

保険会社	ソニー生命	東京海上日動あんしん生命
商品名	生活保障特則 14（家族収入特約・生前給付通減定期保険特約に付帯）	家計保障定期保険 就業不能保障プラン
給付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病保険金 <ul style="list-style-type: none"> ・初めて悪性新生物と診断された時（免責 90 日、上皮内がんは除く） ・急性心筋梗塞、脳卒中（医師の診察を受けた日から 60 日以上労働制限を必要とする医師の診断） ●障害保険金 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級に該当し、同 1～3 級の身体障害者手帳の交付があること ●介護保険金 <ul style="list-style-type: none"> ・満 65 歳未満の場合、所定の要介護状態に該当して 180 日あること。 ・要介護 2 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●5 疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全）の治療を目的として病院または診療所に入院している状態 ●5 疾病により、医師の指示を受け自宅等で療養しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態。 <p>上記の所定の就業不能状態が 60 日を超えて継続したと診断されたとき、給付金を支払う。更に以降の払込免除。</p>
免責期間	介護保険金は満 65 歳未満の場合 180 日	60 日
割引、リスク細分	非喫煙、優良体	非喫煙
精神疾患	（対象外）	（対象外）
その他の特長	身体障害者等級 1～3 級・要介護 2 以上 非喫煙料率有	5 大疾病のみ、 非喫煙料率有
給付の途中停止	無	有

就業不能を保険期間中保障する商品(2)

保険会社	チューリッヒ生命 (14年6月)	三井住友海上あいおい生命(17年4月)
商品名	収入保障保険プレミアム	&LIFE新総合収入保障[Ⅱ・Ⅲ型]
給付条件	①～⑥の疾病により、治療を目的として入院または医師の指示を受けて自宅等で療養しており、職種を問わず全ての業務に従事できない状態が60日を超えて継続したと診断されたとき ①悪性新生物(ガン)、②急性心筋梗塞、③脳卒中、④肝硬変、⑤慢性腎不全、⑥不慮の事故による身体障害状態 ●以下のストレス性疾病が原因で60日を超えて入院した場合2年間給付。 ①統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害②気分[感情]障害③神経症障害、ストレス関連障害および身体表現性障害④摂食障害⑤非器質性睡眠障害⑥胃潰瘍⑦十二指腸潰瘍⑧潰瘍性大腸炎⑨過敏性腸症候群⑩更年期障害	●生活障害年金 国民年金法にもとづき、障害等級1級に認定されたとき、または約款所定の特定障害状態になったとき ●生活介護年金 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態と認定されたとき、または約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ●特定就労不能障害年金[Ⅲ型のみ] 約款所定の病気により、障害等級2級に認定されたとき(精神障害等を除く)、または約款所定の病気により、約款所定の特定就労不能障害状態になったとき
免責期間	60日	なし(約款所定の状態で給付を受ける場合、生活介護年金は180日)
割引、リスク細分	非喫煙、優良体	非喫煙、優良体、ゴールド免許
精神疾患	所定のストレス性疾患で2年間給付	障害等級1級の場合は該当
その他の特長	5大疾病と不慮の事故による就業不能を保障 非喫煙料率有	生活障害年金(障害等級1級)では精神疾患も該当となる。特定就労不能障害年金[Ⅲ型のみ](障害等級2級)では精神疾患対象外。
給付の途中停止	無	無

給付条件が限定的な商品

保険会社	メットライフ生命	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命	ネオファースト生命
商品名	マイディアレスト 三大疾病保障付コースⅡ型	家族のお守り(特定疾病収入保障特約)	ネオ de しゅうほ(特定疾病収入保障特則)
給付条件	<三大疾病> 悪性新生物(診断確定) 心疾患および脳血管疾患 (所定の手術もしくは20日以上継続入院)	<三大疾病> 悪性新生物(診断確定) 急性心筋梗塞:60日以上 の労働制限 脳卒中:60日以上 の言語障害などの他覚的な 神経学的後遺症	三大疾病 悪性新生物(診断確定) 急性心筋梗塞:30日 以上の労働制限または所 定の手術 脳卒中:30日以上 の言語障害などの他覚的な 神経学的後遺症または 所定の手術
特長	三大疾病の判定範囲が広い(心疾患、手術等) 給付期間2年	給付期間2年	保険期間満了まで給付

③医療保険の変形型

このタイプの商品は現在1商品のみ、チューリッヒ生命の「くらすプラス」である。

医療保険の変形型で60日間の免責があり、それ以降の就業不能を保障する。5大疾病とストレス性疾患に対応するのが特徴であり、給付期間は2～10年から選択的で給付期間が短い、一応10年の給付を選べるので就業不能保険とっていいと思う。

医療保険の変形型 就業不能保険

保険会社	チューリッヒ生命
商品名	くらすプラス(無解約返戻金型医療保険)
給付条件	<p>■入院給付金 (60日以上から) 病気やケガにより入院が60日を超えた場合、日額5000円。</p> <p>■就業不能年金 月額10万円、給付期間2.3.5.10年から選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5疾病による所定の就業不能状態 ・所定のストレス性疾患で入院60日超の時 ・所定の高度障害状態 ・所定の身体障害状態 <p>※5疾病 ①悪性新生物②急性心筋梗塞③脳卒中④肝硬変⑤慢性腎不全</p> <p>※所定のストレス性疾患 ①統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害②気分[感情]障害③神経症障害、ストレス関連障害および身体表現性障害④摂食障害⑤非器質性睡眠障害⑥胃潰瘍⑦十二指腸潰瘍⑧潰瘍性大腸炎⑨過敏性腸症候群⑩更年期障害</p>
免責期間	60日
割引、リスク細分	—
精神疾患	対象
その他の特長	所定のストレス性疾患で連続60日以上入院の場合も給付
給付の途中停止	なし(ただし給付期間は2.3.5.10年から選択制)

④大手生保の総合型商品

大手生保の商品で就業不能保障に該当するは、住友生命と太陽生命の商品である。いずれも大手生保ならではの総合型商品であり、各種の保障特約を組み合わせる中で、就業不能についても一つの特約としてセットできる、という内容である。

また、明治安田生命と第一生命にも類似の特約があるが、就業不能としては保障範囲が限定的である。ただし該当すれば終身年金(または確定年金)を受け取れる。第一生命のインカムサポートは相当昔から(20年ぐらい前?)あったように思うので、当時としては画期的だったのかもしれない。

大手生保の就業不能保障商品

保険会社	太陽生命	住友生命
商品名	働けなくなったときの保険	生活障害収入保障特約
給付条件	<p>●早期就業不能状態の保障 がん・上皮内がん等、急性心筋梗塞、脳卒中、災害によるケガを原因として (1)入院 または (2)当社所定の就業不能状態になった時、早期就業不能状態 30 日以上の継続した時「特定疾病・傷害早期就業不能給付金」が最長 150 日分まで給付。</p> <p>●長期の働けない状態の保障 180 日以降から保険期間満了まで毎月給付。 (1)公的介護保険制度の要介護 2 以上 (2)または当社所定の就業不能状態(要生活介護状態)が180日継続したとき 〔当社所定の就業不能状態(要生活介護状態)〕 ・器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき、または次の①～⑤のうち 2 項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき(①歩行、②衣服の着脱、③入浴、④食物の摂取、⑤排泄)</p>	<p>●就労不能・介護年金 ①公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定されたとき ②公的介護保険制度の要介護 2 以上に認定されたとき</p> <p>●就労不能・介護保障充実給付金 上記の①②に該当する当社所定の就労不能状態の時 30 日目から支払う。</p> <p>●特定障害給付金(一時金) ①精神障害を原因として公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定されたとき ②当社所定の精神障害で 180 日以上継続して入院したとき</p>
特長	早期就業不能状態と長期の保障と 2 本立ての仕組み。長期保障は要介護 2 以上に該当が必要。	終身年金、短期給付金、一時金の 3 階建て
精神疾患	(対象外)	一時金のみ対象
給付の途中停止	無	無

大手生保の保障範囲が限定的な商品

保険会社	明治安田生命	第一生命
商品名	生活費ロングサポート (生活サポート終身年金特約)	インカムサポート (特定状態収入保障特約)
給付条件	<p>①身体障害者障害程度別等級 1 級・2 級(身体障害者手帳の交付時に支払い対象となる) ②要介護3以上 ③所定の障害状態の時(障害者手帳で1級程度、寝たきりまたは認知症で当社が定める要介護状態など) 設定した年金額が一生涯受け取れる。</p>	<p>①がん②急性心筋梗塞③脳卒中 ④所定の要介護状態⑤所定の身体障害状態 (⑥死亡⑦高度障害)</p> <p>設定した年金額が受け取れる。 (5 年・10 年確定・終身など)</p>
特長	3 大疾病については別の特定疾病保険特約でカバー	発売時期は 20 年ほど前。当時は画期的だが今では保障範囲狭い
精神疾患	対象外	対象外
給付の途中停止	無	無

【7】就業不能保険の今後と課題

就業不能保険のブームは始まったばかりなので、今後更に多種多様の仕組みの商品が乱立する可能性が高い。しかし、バラバラに発展しても、顧客にとってはすでにわかり難い状態にあるのが、もっとわかり難くなる一方のような気がして、それで顧客本位と言えるのか？という懸念も感じる。できれば業界全体として、顧客にとって分かりやすい方向を目指してほしいと願う。

また、公的保険との連動という点においては、公的保険の等級認定基準自体が、わかりにくいものになっていることに課題を感じる。例えば公的介護認定においては「今年は判定が厳しくなった」というような声を現場で耳にすることもある。そういうことは実際にはないと思いたいが、一応、こうした現状も知っておくほうがいいように思う。また、前述したように障害年金等級の取得には大きな負担と労力がかかるという問題もある。就業不能保険の発展と共に、公的制度の適正化ということも今後課題になるのではないだろうか。

また販売が本格化することで、今後給付金請求者も比例して増えると思われる。給付金請求等の保全の際に、保険業界の立場の私達が、公的制度の部分も含め顧客にどこまで寄り添うのか、ということも具体的に考えていく必要があるだろう。様々な課題をクリアしながら顧客に役立つ商品として発展進化してほしいと思う。

(了)

Inswatch Professional Report 2017.04.28

■就業不能保険の現状と課題

～各社の就業不能保険を徹底比較します～

筆 者 森田 直子

発行元 有限会社 インスウォッチ
発行人 長 忠
編集人 石井 秀樹 中崎 章夫 (Weekly)
森田 直子 (月1回長編レポート)
URL <http://www.inswatch.co.jp>
お問合せ info@inswatch.co.jp
投稿先 reader@inswatch.co.jp

※コンテンツご利用についてのお願い

inswatchのコンテンツ (inswatch weekly, solution report, professional report) につきましては、購読者ご本人のご利用に限らせて頂きます。第三者に対するメールによる転送、ハードコピーによる配布等は、当社よりの許可を得たものを除き、固くお断りいたします。

なお、コンテンツご利用に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

■お問合せ info@inswatch.co.jp